一〇	二五パーセント及び一キログラムにつき一三円	二五パーセント	三五パーセント及び一キログラムにつき一三円
一一	二五パーセント	二五パーセント	三五パーセント
一二年目及びその後の各年	二五パーセント	二五パーセント	三五パーセント

(iii)　関税分類番号〇四〇二二一・一一九、〇四〇二二九・一一九、〇四〇二二九・一二九、〇四〇三九〇・一一三、〇四〇三九〇・一二三及び〇四〇三九〇・一三三の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	バターミルクパウダー（砂糖を加えてないものに限る。）についての枠内税率	バターミルクパウダー（砂糖を加えたものに限る。）についての枠内税率	粉乳についての枠内税率
一	二五パーセント及び一キログラムにつき二〇〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき二〇〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき二一〇円
二	二五パーセント及び一キログラムにつき一八〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき一八〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき一八九円
三	二五パーセント及び一キログラムにつき一六〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき一六〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき一六八円
四	二五パーセント及び一キログラムにつき一四〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき一四〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき一四七円
五	二五パーセント及び一キログラムにつき一二〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき一二〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき一二六円
六	二五パーセント及び一キログラムにつき一〇〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき一〇〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき一〇五円
七	二五パーセント及び一キログラムにつき八〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき八〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき八四円
八	二五パーセント及び一キログラムにつき六〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき六〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき六三円
九	二五パーセント及び一キログラムにつき四〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき四〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき四二円
一〇	二五パーセント及び一キログラムにつき二〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき二〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき二一円
一一	二五パーセント	三五パーセント	三〇パーセント
一二年目及びその後の各年	二五パーセント	三五パーセント	三〇パーセント

(iv)　関税分類番号〇四〇二九九・一二九及び〇四〇二九九・二九〇の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、無税とする。

(c)　このＴＲＱ－23の規定の適用上、次の表の下欄に掲げる換算係数は、同表の上欄に掲げる関税品目に分類されるそれぞれの原産品について、その全乳換算数量による重量を算定するための係数を示す。

関税品目	換算係数
〇四〇二一〇・一二九	六・四八
〇四〇二二〇・二一二	六・四八

〇四〇二一〇・二二九	六・四八	〇四〇五九〇・一二九	一五・〇五
〇四〇二二一・一一九	八・九	〇四〇五一〇・二二九	一五・〇五
〇四〇二二一・一二九	一三・四三	〇四〇五二〇・〇九〇	一二・三四
〇四〇二二一・二一二	六・八四	〇四〇五九〇・一九〇	一二・三四
〇四〇二二九・一一九	八・九	〇四〇五九〇・二二九	一五・〇五
〇四〇二二九・一二九	六・八四	〇四〇三九〇・一一三	八・五七
〇四〇二二九・二九一	六・八四	〇四〇三九〇・一三三	一三・四三
〇四〇二九九・一二九	一三・四三	〇四〇五一〇・一二九	一二・三四
〇四〇二九九・二九〇	六・六九	〇四〇三九〇・一一三	六・四八
〇四〇三九九・一一三	三・六五	〇四〇三九〇・一三三	八・五七
〇四〇三九九・一三三	六・八四	〇四〇五一〇・二二九	一五・〇五
〇四〇五一〇・一一九	六・四八	〇四〇五二〇・〇九〇	一二・三四
〇四〇五一〇・二二九	一五・〇五	〇四〇五九〇・一九〇	一二・三四
〇四〇五二〇・〇九〇	一二・三四	〇四〇五九〇・二二九	一五・〇五
〇四〇五九〇・一九〇	一二・三四		
〇四〇五九〇・二二九	一五・〇五		

(d)　(e)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(e)　(a)から(d)までの規定は、関税分類番号〇四〇五一〇・一二九、〇四〇五一〇・二二九、〇四〇五二〇・〇九〇、〇四〇五九〇・一九〇、〇四〇五九〇・二二九、〇四〇二一〇・一二九、〇四〇二二一・一一九、〇四〇二二一・一二九、〇四〇二二一・二一二、〇四〇二二九・一一九、〇四〇二二九・一二九、〇四〇二二九・二九一、〇四〇二九九・一二九、〇四〇二九九・二九〇、〇四〇三九〇・一一三、〇四〇三九〇・一三三、〇四〇五一〇・一二九、〇四〇五二〇・〇九〇、〇四〇五九〇・一九〇及び〇四〇五九〇・二二九の品目に分類される原産品について適用する。

(f)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ－23の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

25

(a)　(d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i)　各年において欧州連合から輸入される当該原産品の合計数量が次の表に掲げる合計割当数量（b)に掲げる換算係数に基づいて算定される全乳換算数量（メートル・トン）によって表示されるもの）を超えないこと。

年	合計割当数量（全乳換算数量（メートル・トン））
一	五、二四二
二	六、三一二

ＴＲＱ－24　粉乳（チョコレートの製造用のものに限る。）